

大谷荘指定訪問介護事業所
花巻市介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業

(1) 第1号訪問事業・介護予防訪問介護相当サービスの利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助

利用者の 要介護度	基本内容	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
要支援1・2 事業対象者	週1回程度 月4回まで 月4回超えの場合	2,870円/回 11,760円/月	287円/回 1,176円/月	574円/回 2,352円/月
要支援1・2 事業対象者	週2回程度 月5回～8回まで 月8回超えの場合	1,790円/回 23,490円/月	179円/回 2,349円/月	358円/回 4,698円/月
要支援2 (事業対象者)	週2回越え 月9回～12回まで 月12回超えの場合	2,200円/回 37,270円/月	220円/回 3,727円/月	440円/回 7,454円/月

(注1) 上記の基本利用料は、花巻市が定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 週2回超えは要支援2の認定者のみとします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額		
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,000円	200円	400円
特別地域加算 ※	厚生大臣が定める地域について提供される介護サービス	上記基本部分と各種加算の合計 15%		
介護職員処遇改善 加算(I) ※	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合	上記基本部分と各種加算の合計 24.5%		

(注1) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。